

福島第一原発周辺の立入が規制される区域における、 民間動物救護ボランティアの活動許可を求める要請書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
環境大臣 望月義夫 殿

福島第一原発事故による「警戒区域」は全て解除されたものの、今なお、避難に際して置き去りにされた動物の問題は解決していません。区域の名称は変わっても、今後も立入が制限あるいは禁止される区域は残ります。そしてそこには、いまだ多数の動物が取り残されているのです。

この被害は全て、原発を“国策”としてきた国の責任であり、「動物の愛護及び管理に関する法律」による動物愛護の普及啓発義務の観点からも、国の真剣な対応が求められます。

これについて今まで、広範な国民が何度も繰り返し、首相官邸や環境省に対し、様々な提案、嘆願、要請、抗議を繰り返してきましたが、取り残された動物の救出は一向に進みません。

私たちは、もうこれ以上の残酷を受容することはできません。命の救護のために実現すべき施策は多数ありますが、最も緊急性の高い次の一点に絞って、その実現を強く要請いたします。

◎民間動物救護ボランティア（政府とつながりの強い公益法人“以外”の民間ボランティアを含む）に対し、立入が制限あるいは禁止される区域への立入を常時許可し、区域内での活動を認めること。

以上、速やかな決断と実行を強く要求いたします。

-----年-----月-----日

■要請者

住所	氏名	印

*提出年月日を忘れずにご記入下さい。

*記入には、ボールペンなど、消えない筆記具を用いて下さい。

*押印は、氏名が自筆でない場合をお願いします。

*五人連記出来るようになってはいますが、お一人のみでもご提出頂けます。

*本要請書は、各自で下記要請先まで送付して下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室